

岩手県告示第333号

県営建設工事の請負契約に係る条件付一般競争入札及び指名競争入札参加者の資格等に関する規程の一部を改正する告示を次のように定める。

平成22年3月31日

岩手県知事 達 増 拓 也

県営建設工事の請負契約に係る条件付一般競争入札及び指名競争入札参加者の資格等に関する規程の一部を改正する告示
 県営建設工事の請負契約に係る条件付一般競争入札及び指名競争入札参加者の資格等に関する規程（昭和56年岩手県告示第412号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(定義)</p> <p>第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) 課長等 岩手県知事部局行政組織規則（平成13年岩手県規則第46号）第2章に規定する室の課長及び担当課長並びに同章に規定する課の長、議会事務局総務課総括課長、岩手県教育委員会行政組織規則（昭和37年岩手県教育委員会規則第2号）第15条に規定する室及び課の長、岩手県警察組織規則（昭和49年岩手県公安委員会規則第2号）第2条及び第19条に規定する課の長、<u>医療局管理課総括課長</u>並びに企業局経営総務室管理課長並びにこれらの職と同等であると認められる者をいう。</p> <p>(申請書の提出)</p> <p>第4条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 申請書は、主たる営業所の所在地が県内にある者にあつては所管する広域振興局、<u>広域振興局総合支局又は地方振興局</u>（以下「<u>広域振興局等</u>」という。）の長を経由して、主たる営業所の所在地が県外にある者にあつては直接提出しなければならない。</p> <p>(資格の取消し)</p> <p>第10条 知事は、資格者が次の各号のいずれかに該当する場合には、岩手県建設委員会の意見を聴いて資格を取り消すことができる。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)第3条又は<u>第8条第1項第1号</u>の規定に違反して公正取引委員会から告発、命令又は審判開始決定を受けた場合で極めて悪質であると知事が認めたとき。</p> <p>(3)・(4) [略]</p> <p>2 [略]</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) 課長等 岩手県知事部局行政組織規則（平成13年岩手県規則第46号）第2章に規定する室の課長及び担当課長並びに同章に規定する課の長、議会事務局総務課総括課長、岩手県教育委員会行政組織規則（昭和37年岩手県教育委員会規則第2号）第15条に規定する室及び課の長、岩手県警察組織規則（昭和49年岩手県公安委員会規則第2号）第2条及び第19条に規定する課の長、<u>医療局経営管理課総括課長</u>並びに企業局経営総務室管理課長並びにこれらの職と同等であると認められる者をいう。</p> <p>(申請書の提出)</p> <p>第4条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 申請書は、主たる営業所の所在地が県内にある者にあつては所管する広域振興局長を経由して、主たる営業所の所在地が県外にある者にあつては直接提出しなければならない。</p> <p>(資格の取消し)</p> <p>第10条 知事は、資格者が次の各号のいずれかに該当する場合には、岩手県建設委員会の意見を聴いて資格を取り消すことができる。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)第3条又は<u>第8条第1号</u>の規定に違反して公正取引委員会から告発、命令又は審判開始決定を受けた場合で極めて悪質であると知事が認めたとき。</p> <p>(3)・(4) [略]</p> <p>2 [略]</p>

(地方競争入札審議会)

第15条 次の各号に掲げる県営建設工事(地方公所の長が執行するものに限る。)の設計額の区分に応じ、当該各号に定める会議(以下「地方競争入札審議会」という。)を置く。

(1) 設計額1億円未満 当該広域振興局の総務部入札課長若しくは総合支局地域支援部総務入札課長又は地方振興局企画総務部の管理入札課長若しくは支出入札課長(入札課長若しくは総務入札課長又は管理入札課長若しくは支出入札課長に事故があるときは、広域振興局の総務部長若しくは総合支局地域支援部長又は地方振興局企画総務部長が指名する者)が主宰し、当該広域振興局等の所管区域内に所在する地方公所の職員で、広域振興局等の課長又は当該課長の職と同等以上の職にあると認められるものの中から広域振興局の総務部長若しくは総合支局地域支援部長又は地方振興局企画総務部長がその都度指名する職員4人以上が出席して行う会議

(2) 設計額1億円以上2億5,000万円未満 当該広域振興局の総務部長若しくは総合支局地域支援部長又は地方振興局企画総務部長(広域振興局の総務部長若しくは総合支局地域支援部長又は地方振興局企画総務部長に事故があるときは、広域振興局の副局長若しくは総合支局長又は地方振興局長が指名する者)が主宰し、当該広域振興局等の所管区域内に所在する地方公所の職員で、広域振興局等の課長又は当該課長の職と同等以上の職にあると認められるものの中から広域振興局の総務部長若しくは総合支局地域支援部長又は地方振興局企画総務部長がその都度指名する職員4人以上が出席して行う会議

(3) 設計額2億5,000万円以上5億円未満 当該広域振興局の副局長若しくは総合支局長又は地方振興局長(広域振興局の副局長若しくは総合支局長又は地方振興局長に事故があるときは、広域振興局の総務部長若しくは総合支局地域支援部長又は地方振興局企画総務部長)が主宰し、総務部長、地域支援部長又は企画総務部長、農林部長(農政部及び林務部を置く地方振興局にあつては、農政部長及び林務部長)、水産部長(水産部を置く地方振興局に限る。)、土木部長(土木事務所を置く地方振興局にあつては、土木部長又は土木事務所長)及び当該広域振興局等の所管区域

(地方競争入札審議会)

第15条 次の各号に掲げる県営建設工事(地方公所の長が執行するものに限る。)の設計額の区分に応じ、当該各号に定める会議(以下「地方競争入札審議会」という。)を置く。

(1) 設計額1億円未満 当該広域振興局の経営企画部入札課長、支出入札課長若しくは経営企画部地域振興センター支出入札課長又は総務部入札課長若しくは総務部総務センター入札課長(以下「経営企画部入札課長等」という。)(経営企画部入札課長等に事故があるときは、広域振興局の経営企画部長又は総務部長(広域振興局経営企画部地域振興センター又は総務部総務センター(以下「行政センター」という。))が所管する区域に係るものにあつては、当該区域を所管する経営企画部地域振興センター所長又は総務部総務センター所長(以下「経営企画部長等」という。))が指名する者)が主宰し、当該広域振興局又は行政センター(以下「広域振興局等」という。)の所管区域内に所在する地方公所の職員で、広域振興局等の課長又は当該課長の職と同等以上の職にあると認められるものの中から広域振興局の経営企画部長等がその都度指名する職員4人以上が出席して行う会議

(2) 設計額1億円以上2億5,000万円未満 当該広域振興局の経営企画部長等(経営企画部長等に事故があるときは、広域振興局長(行政センターが所管する区域に係るものにあつては、副局長。以下「局長等」という。))が指名する者)が主宰し、当該広域振興局等の所管区域内に所在する地方公所の職員で、広域振興局等の課長又は当該課長の職と同等以上の職にあると認められるものの中から広域振興局の経営企画部長等がその都度指名する職員4人以上が出席して行う会議

(3) 設計額2億5,000万円以上5億円未満 当該広域振興局の局長等(局長等に事故があるときは、広域振興局の経営企画部長等)が主宰し、経営企画部長等、農林部長(農政部及び林務部を置く広域振興局にあつては、農政部長及び林務部長)、農政部農村整備室長、農政部若しくは農林部の農林振興センター所長、農政部農村整備センター所長又は農政部二戸農林振興センター農村整備室長、水産部長又は水産部水産振興センター所長、土木部長又は土木部土木センター所長及び当該広域振興局等の所管区域内に所在する関係地方公所の長が出席して行う会議

内に所在する関係地方公所の長が出席して行う会議

(準用規定等)

第17条 第12条、第13条及び第14条第2項から第5項までの規定は、広域振興局の総務部長若しくは総合支局地域支援部長又は地方振興局企画総務部長が条件付一般競争入札に付する場合の参加者の資格の設定、指名競争入札に付する場合の参加者の指名、最低価格入札者以外の者を落札者とすることができる場合の基準の作成及び地方競争入札審議会について、第13条並びに第14条第2項第1号、第2号及び第4号並びに第3項から第5項までの規定は、広域振興局の副局長若しくは総合支局長若しくは地方振興局長又は広域振興局の総務部長若しくは総合支局地域支援部長若しくは地方振興局企画総務部長が条件付一般競争入札に付する場合の最低価格入札者以外の者を落札者とすることができる場合の基準の作成及び地方競争入札審議会について準用する。この場合において、第14条第2項から第5項までの規定中「競争入札審議会」とあるのは、「地方競争入札審議会」と読み替えるものとする。

(準用規定等)

第17条 第12条、第13条及び第14条第2項から第5項までの規定は、広域振興局の経営企画部長等が条件付一般競争入札に付する場合の参加者の資格の設定、指名競争入札に付する場合の参加者の指名、最低価格入札者以外の者を落札者とすることができる場合の基準の作成及び地方競争入札審議会について、第13条並びに第14条第2項第1号、第2号及び第4号並びに第3項から第5項までの規定は、広域振興局の局長等又は広域振興局の経営企画部長等が条件付一般競争入札に付する場合の最低価格入札者以外の者を落札者とすることができる場合の基準の作成及び地方競争入札審議会について準用する。この場合において、第14条第2項から第5項までの規定中「競争入札審議会」とあるのは、「地方競争入札審議会」と読み替えるものとする。

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この告示は、平成22年4月1日から施行する。